

特別障害者手当 障害児福祉手当

在宅の重度障害者（児）の方に対して、特別障害者手当および障害児福祉手当を支給しています。申請方法など詳しくは、下記担当へご相談ください。

〈特別障害者手当〉

対象

20歳以上であって、身体または精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する方（原則的に医師の診断書により判定されます。）

- 次のような方は手当が受けられません。
 - ・ 病院などに継続して3か月を超えて入院している方
 - ・ 施設に入所している方
 - ・ 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

支給額（月額） 26,080円

〈障害児福祉手当〉

対象

20歳未満の重度障害児であって、日常生活において常時特別の介護を要する方（原則的に医師の診断書により判定されます。）

- 次のような方は手当が受けられません。
 - ・ 障害を支給事由とする年金を受給している方
 - ・ 施設に入所している方
 - ・ 本人または同居の親族の所得が一定以上ある方

支給額（月額） 14,180円

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1233
秩父福祉事務所生活保護・地域福祉担当 ☎23-2115

多くの人に
「安心」を!



み存の健康ダイヤル24

—24時間年中無休—

いつでもどこでも受けられる専門家による健康医療相談です。
プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

み ~ な さわやかいちばん

☎ 0120-317-381 (通話料・相談料無料)

利用できる内容

- 健康相談……………日常生活での「体の不調」や「健康保持・増進」に関する相談
- 医療相談……………病気に関する説明や治療、検査などに関する相談
- 介護相談……………介護を受ける方、される方の様々な不安に対する相談
- 育児相談……………妊娠・出産・育児などに関する相談
- 医療機関情報……………最寄りの医療機関や夜間・休日に受診できる医療機関のご案内

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233